

清川村 訪問型サービス（独自）サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位	
種類	項目						
A2	1111	訪問型サービスⅠ	訪問型サービス費 (独自) (Ⅰ)	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	1,176	1月につき	
A2	2111	訪問型サービスⅠ日割		1,176単位	39	1日につき	
A2	1211	訪問型サービスⅡ	訪問型サービス費 (独自) (Ⅱ)	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	2,349	1月につき	
A2	2211	訪問型サービスⅡ日割		2,349単位	77	1日につき	
A2	1321	訪問型サービスⅢ	訪問型サービス費 (独自) (Ⅲ)	事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度)	3,727	1月につき	
A2	2321	訪問型サービスⅢ日割		3,727単位	123	1日につき	
A2	2411	訪問型サービスⅣ	訪問型サービス費 (独自) (Ⅳ)	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度) ※1月の中で全部で4回まで	268	1回につき	
A2	2511	訪問型サービスⅤ		事業対象者・要支援1・2 (週1回程度) ※1月の中で全部で5回から8回まで	272		
A2	2621	訪問型サービスⅥ	事業対象者・要支援2 (週1回程度) ※1月の中で全部で9回から12回まで	287			
A2	1411	訪問型短時間サービス	事業対象者・要支援1・2 (20分未満) ※1月につき12回まで	167			
A2	6001	訪問型サービス同一建物減算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 10% 減算		1月につき
A2	8000	訪問型サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の 15% 加算		1月につき
A2	8001	訪問型サービス特別地域加算日割			所定単位数の 15% 加算	1日につき	
A2	8002	訪問型サービス特別地域加算回数			所定単位数の 15% 加算	1回につき	
A2	8100	訪問型サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10% 加算	1月につき	
A2	8101	訪問型サービス小規模事業所加算日割			所定単位数の 10% 加算	1日につき	
A2	8102	訪問型サービス小規模事業所加算回数			所定単位数の 10% 加算	1回につき	
A2	8110	訪問型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算	1月につき	
A2	8111	訪問型サービス中山間地域等提供加算日割			所定単位数の 5% 加算	1日につき	
A2	8112	訪問型サービス中山間地域等提供加算回数			所定単位数の 5% 加算	1回につき	
A2	4001	訪問型サービス初回加算	初回加算		200 単位加算	200	
A2	4003	訪問型サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	生活機能向上加算		(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100 単位加算	100	
A2	4002	訪問型サービス生活機能向上連携加算Ⅱ			(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200 単位加算	200	
A2	6269	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ	介護職員処遇改善加算		(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の 137/1,000	1月につき	
A2	6270	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ			(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の 100/1,000		
A2	6271	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ			(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の 55/1,000		
A2	6278	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅰ	介護職員等特定処遇改善加算		(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の 63/1,000		
A2	6279	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅱ			(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の 42/1,000		
A2	6281	訪問型サービスベースアップ等支援加算	介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数の 24/1,000		